

テキスト見本【貨物自動車運送事業法】

< 運行指示書の必要事項 >

運行の開始、終了の地点及び日時

乗務員の氏名

運行の経路、主な経過地における発車及び到着の日時

運行に際して注意を要する箇所の位置

乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

その他運行の安全を確保するために必要な事項

（安全規則第9条の3）

20-3-8

運行指示書

- 点呼は対面を原則とするが、遠隔地へ出張した場合には**開始及び終了のいずれも点呼できない場合**が生じる。このような場合は、運転者に運行指示書を携行させ写しを営業所に備え、運行指示書及び写しを**1年間保存する**。
- 乗務の途中、急な業務により運行指示書の携行が必要となった場合も電話等を利用し、適切な指示を出す。
- **運行指示書の内容が途中変更された場合、運転手に電話等で指示し、携行している運行指示書に変更内容を記載させなくてはならない。**

20-3-8

20-3-8

